

Title	五人組帳の前書について
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1941
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.35, No.6 (1941. 6) ,p.699(1)- 731(33)
JaLC DOI	10.14991/001.19410601-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19410601-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19410601-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 慶應義塾 大學講座 經濟學

編輯 慶應義塾大學經濟學部教授 野村兼太郎  
 編輯 慶應義塾大學經濟學部教授 加田哲二

野村兼太郎博士  
 加田哲二博士

塾生諸君！塾の特務機關として、經濟學部教授會の決議により刊行せらるゝ講義録は本書を措いて他にはない。されば諸君は極めて僅少の投資によつて、塾公認の無二の參考書を活用し得らるゝ。萬一の「講座」未見の向は、直に申込まるゝこと。學問修行の爲には火の如き熱情を傾けざれば已まぬ旺盛にして果敢なる向學精神こそは、塾祖福澤先生以來、われ等の誇とする處ではないか。

經濟學原論 經濟學史 經濟學系論 經濟學思想 日本經濟思想 社會經濟思想 一般經濟思想 日本經濟史 西本經濟史 財政學 財政學 統計學 統計學 社會經濟學 社會經濟學 經濟學 經濟學 農業政策 農業政策

商業政策 交通政策 社會政策 勞働政策 植民政策 金融政策 國際金融及外國爲替論 景氣變動論 保險學 經營學 會計學 經濟學 經濟學 經濟學 經濟學 商業政策 商業政策 商業政策 商業政策 商業政策 商業政策 商業政策 商業政策 商業政策 商業政策

▽講座全三十四講義  
 ▽毎月一回二講座宛  
 ▽全部十八ヶ月終了  
 ▽規格判A5號本綴  
 ▽會費一ヶ月金二圓  
 (送料内地十四錢)  
 内容見本進呈

電話三三(45)二七九一  
 振替東京一八五一〇番

慶應出版社

東京市芝區三丁目一

## 三田學會雜誌 第三十五卷 第六號

### 五人組帳の前書について

野村兼太郎

五人組といふ制度の起原はこれを古き時代に溯ることが出来る。徳川時代の五人組の直接の源流として、豊臣時代の十人組を擧げることが出来る。又五人組の名稱が現はれた時期も相當に古く、穂積博士は天文五年の「百姓御仕置御法度」を以つて、その最も古きものに屬するとされてゐる(「五人組制度論」四四頁)。しかしかうした農民に與へられた法令が、五人組帳の前書に記載され、又はこれを記載しなければならなくなつたのは何時頃からであらうか。

すでに本誌第三十五卷第二號にも掲げたやうに、五人組帳の表題に、御仕置、御法度、御條目等の名稱があることは、五人組帳が單に五人組制度の規定だけではなく、ある特殊の目的を有する帳簿であり、そのために特に前書

五人組帳の前書について

(六九九)

を記載する必要を生じたのである。もし單純に五人組帳の前書を、恰も今日の學會や團體の規約の如きものと解し、五人組の規定であると解するならば、大なる誤りを冒すものである。

勿論その多くの條項のうちには、五人組のものに關する規定がないことはない。しかしそれは極めて僅かである。もし嚴密にいへば、五人組の構成法を指示した次ぎの箇條ぐらゐなものであらう。

「一、五人組之義毎年可改之、親類・縁者又は仲能者斗不組合、町・家次、郷は最寄次第二組合、慥成組頭を相立、諸尊御法度相守可申、若五人組はつし、隱置候敷、又は組頭之下知ニ不隨者有之は、其壹組可申出、詮義之上急度可申付事、(寛延四年下總國相馬郡神浦村御仕置五人組帳第三條)。

中にはこの外に親類や仲のよい者だけ組合ふことを禁ずる規定等の存するものもあるが、又これらの規定すらもなく、五人組の構成については、殆どこれを地方の情勢に一任し、問題としてゐないものも多い。上掲の規定の如きはその最も完備せる一例である。

その結果五人組の組織は各地において一樣ではなく、かなり區々である。穂積博士も指摘されてゐるやうに、一戸一組の如きこともあれば、又十數戸を一組とするやうな例も皆無ではない。さらに庄屋・名主、その外の村役人をすべて組から除外するもの、庄屋・名主のみを除外するもの、全部を包容するもの等を生じた。故に、各町村の人民は遺漏なく五人組に編入すべきものとしたとも斷言し得ないのである。勿論これは名主・庄屋等を役人と見て、除外したものと考へられないこともないが、何れにしても、それら組織の點は五人組帳前書にとつて、何ら重要な問

題ではなかつたのである。

又五人組帳前書中には屢々五人組々合員の義務を規定してゐることは事實である。しかしそれらは要するに百姓の一般的義務を指示したものであつて、特に五人組に限定さるべき性質のものとは甚だ少ない。その種の規定については、穂積博士がその著「五人組制度論」中に、詳細に記述されてゐるから、敢てこゝに贅言する必要はあるまい。要するに五人組前書と五人組そのものとは普通考へられてゐるほど密接な關係があるものではない。五人組制度が幕府の封建的統治の必要から生じたものか、又は民間の自治的要求から生じたものか、かなりの問題がある。しかしその何れから發生したものであるとを問はず、五人組帳前書は封建的統治の必要から規定されたものに外ならな

い。五人組前書の發生は何時かといふ問題は同時に前書の作者は誰かといふ問題と關聯して論ぜらるべきであらう。現在知られてゐる最も古い前書は穂積博士編纂の「五人組法規集」の第一に掲げられてゐる武州新倉郡小檜村の「五人組帳」で、承應四年、即ち明暦元年(一六五五)の日附けがある。新倉郡は今の北足立郡に編入されてゐるが、小檜村については詳かでない。しかし同書は五人組帳の原本ではなく博士のいふところに従へば、手習本であり、その卷末には「干時元祿四年七月下旬、梅陽軒何某書之」とある由である。かつ又それは、村名主より法令遵守の請書を添へて差上げたるに過ぎず」とのことである。

もしこの種のものを探れば、「御當家令條」に現はれてゐる悪黨御制禁に溯るべきであらう。即ち寛永十四年(一六

三七)十月廿六日である。本令條は「東京市史稿」市街篇第五にも掲載されてゐるが、その後の前書の形式の基礎とも見られるから、次ぎにその全文を掲げる。

覺

- 一、從此已前被仰付候五人組、彌入念可相改事、
- 一、在々所々惡黨無之様、郷切に申合、常可改之。若不届成もの之は、穿鑿之上、五人組は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、依<sub>レ</sub>其品一<sub>レ</sub>郷之者可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>曲事。
- 一、不審成ものに宿かすへからず。自然不<sub>レ</sub>知してかし、あやしき事あらハ、縦親類縁者たりといふとも、早々其處之庄や五人組迄有様可<sub>レ</sub>申届事。

一、御料私領共、或新田郷中江越來たるもの之時は、本之出所能<sub>レ</sub>相改、儲成者にて於<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>構は、可<sub>レ</sub>差置事。

一、郷中より奉公に出候共、又商賣に行候共、先の落著所を庄屋五人組に知せ罷越候様可<sub>レ</sub>申付事。

一、在所<sub>レ</sub>盜賊之もの并惡黨於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之は、急度可<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之、縦同類たりといふとも、その咎ゆるし、御褒美可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之、若隱置、他所より訴人在<sub>レ</sub>之は、穿鑿之上、其五人組は勿論、庄屋共に可行<sub>レ</sub>曲事。或同類或親類縁等<sub>レ</sub>にあたをなすへきと存、不<sub>レ</sub>申出<sub>レ</sub>儀可<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>之、右之通候ハ、内<sub>レ</sub>を以<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>之、御褒美被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之、且あたを致し候ハぬやうに急度可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付事。

一、在所<sub>レ</sub>堂宮山林にからまり不審成もの於<sub>レ</sub>見出<sub>レ</sub>は相搦、庄屋并一郷之者相談之上、其所之地頭代官江可<sub>レ</sub>渡<sub>レ</sub>之、捕候義難<sub>レ</sub>成候ハ、其村之庄屋所江可<sub>レ</sub>申届、御褒美可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之。然上は庄屋早速人をあつめ入<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>搦<sub>レ</sub>捕之。自然とら<sub>レ</sub>候義難<sub>レ</sub>成候ハ、相搦之、おちつき所江斷、擲取候様可<sub>レ</sub>仕、若聞のかし見のかし於<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>欠落<sub>レ</sub>は、縦後日に聞候とも可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>曲事。

一、在所<sub>レ</sub>惡黨在<sub>レ</sub>之時は、なりを立へし。然は先<sub>レ</sub>の村より出合、可<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>搦<sub>レ</sub>之、御褒美可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>候。若不<sub>レ</sub>出合<sub>レ</sub>郷中は、穿鑿之上、可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>曲事。

一、惡黨とら<sub>レ</sub>候刻、地頭代官其所に不<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>合候ハ、江戸江召連、奉行所江可<sub>レ</sub>指<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>之。諸事入用、從<sub>レ</sub>公儀<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>事。右在所<sub>レ</sub>盜賊之族在<sub>レ</sub>之而切、惡逆を致候事、給人<sub>レ</sub>之面<sub>レ</sub>、御代官之輩、油斷被<sub>レ</sub>思<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>候。堅相改、惡黨穿鑿すべし。若令<sub>レ</sub>不沙汰、此後惡人於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之は、其處之給人代官常<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>不念。此外御法度之儀、彌入念可<sub>レ</sub>申付<sub>レ</sub>者也。

寛永十四年丑十月廿六日

武藏。相摸。伊豆。上總。下總。安房。上野。下野。常陸。甲斐。信濃。此國々知行在<sub>レ</sub>之面<sub>レ</sub>は、右條數之趣堅可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申付候。并領内之神社江も可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相觸<sub>レ</sub>者也。

（徳川禁令考第五帙にもあり）。

この以前にも郷村に對する規定は、慶長七寅年十二月六日の郷村掟を始め、屢々出されてゐる。慶長八卯年三月廿七日の諸國郷村控、慶長十六亥年三月郷村制札、元和二辰年七月年貢納方之條々、寛永五辰年二月九日の百姓著物之事、同八未年九月廿一日の女并手負其外不審成者を船にて越候儀停止之事等、何れも徳川禁令考<sub>レ</sub>中に見えてゐるが、断片的であり、五人組の責任については一言もしてゐない。然るに前記の惡黨御制禁に至つて、始めて明瞭に五人組を問題としてゐる。法令の性質にも據ることと思ふが、他方五人組制度を利用して法的取締を強化せんとする意圖が見られる。この點にこの法令の重要性が認められる。従つて五人組帳の前書がこれら諸法令の抄出から成るのは當然である。爾後の前書の簡條中にもこれら古い法令の文句がそのままに残存してゐる。

即ち寛永十四年の惡黨御制禁以後、明曆二申年（一六五六）十二月の盜賊人御穿鑿條々并びに寛文六年（一六六六）

六)十一月十一日の關東御領所下知狀等を檢すれば、そこに五人組帳前書の箇條と全く同一の文章を多く發見するであらう。

しかし他方前述の如く、承應四年の五人組帳の寫しと見るべきものがあり、よしこれを前記の理由から排除するとしても、寛文五年(一六六五)の金崎村五人組帳なるものがある(穂積博士「五人組法規集」所收)。五十一箇條よりなり、かなり詳細なものである。金崎村の名稱は武藏及び下總にあり、その何れとも判定し得ない。本帳は關東御領所下知狀よりも一年前のものであり、その法令抄出の致方にも相當ひらきがある。

以上の結果を要約すれば、五人組帳前書は幕府自身の制定したものでなく、幕府の代官、旗本領主等が法令の徹底を期して主として幕府の法令を抄出したものであらう。従つて寛文年度以降幕府法令の完成複雑化するにつれて、五人組帳前書も亦複雑化するに至つたのであらう。

二

私の蒐集し、整理の終つた五人組帳中、「前書」の存するもののみをとつて、少しく検討して見よう。

最も容易な検討法は年代別に併列して箇條數を比較するにあるが、この一箇條の内容は各地に依つて相當大なる差違がある。例へば盜賊追捕の箇條にしても、一箇條に纏めたものと、二箇條に分かつものと二種ある。即ち

「一、盜賊惡黨者有之候ハ、村中之者早速出合、召捕可申候、若近郷より追來候ハ、無油斷出合捕候而、其子細相尋、追來候者江相渡、可然筋に候ハ、證文取、可相渡、若難相渡訣有之候ハ、追來候者共留置、役所江可申出堂宮山林野、川

原等に不審成者からまり有之候ハ、村中立合、搦取可置候、若搦候儀難成候ハ、跡をしたひ行、先江斷置、早可注進候、縦同類ニ而も、其科をゆるし、仇をなさざる様可申付候、萬一隠置敷、又は見逃、聞逃シいたし、外方あらハれ候ハ、本人ハ不及申、名主・組頭可爲越度事、(文政九年下野國芳賀郡上籠谷村五人組御仕置帳)

「一、堂宮・山林ニ怪敷者不能有様ニ常々吟味可仕候、惣而行衛不知もの一切差置申間敷事、

一、郷中番屋之義、如有來ル、番人指置、不審成義有之ハ、體をたて可申候、自然盜賊候ハ、番人ハ不及申、所之者もかけつけ捕へ可申候、むさと殺シ申間敷候、若不出合もの有之ハ、可爲越度事、(文政五年信濃國佐久郡茂澤村五人組帳)

かく簡單なものと複雑なものとは相當相違はあるが、大體において非常に大なる影響はないと思ふから、箇條數を標準として年代別に併列して見ると次ぎの如くなる。

一、元祿四年	下總國葛飾郡三ツ堀村	三十九條	外に別則九條
二、同 十一年	同 所	八十五條	
三、同 十五年	上野國安中領上野尻村	六十六條	
四、正徳六年	下野國都賀郡上泉村	五十六條	
五、享保十五年	武藏國在原郡久々原村	六十二條	
六、享保廿一年	同 國埼玉郡四條村	九 條	
* 七、元文三年	同 國幸手領不動院野村	七十條	
八、同 年	同 國豊島郡角等村	五十七條	
* 九、延享二年	同 國多摩郡澤井村	七十一條	外に別則
一〇、同 五年	上野國邑樂郡狸塚村	五十六條	

五人組帳の前書について

五人組帳の前書について

- 一一、同 年 下總國葛飾郡屏風村 四十九條
- \*一二、寛延三年 (不明) 七十條
- 一三、同 四年 下總國相馬郡神浦村 七十八條
- 一四、寶曆四年 下野國都賀郡上泉村 八 條
- 一五、同 九年 武藏國埼玉郡麥倉村 六十九條
- 一六、同 十四年 同 所 六十七條
- 一七、明和二年 下野國都賀郡上泉村 十九條
- 一八、同 七年 上野國勢多郡宮田村 七十條
- \*一九、同 九年 武藏國多摩郡下師岡新田 七十一條
- 二〇、安永九年 同 國同郡宇都木村 一 條
- 二一、天明四年 上總國望陀郡小佐貫村 三十條
- 二二、同 八年 同 國武射郡戸田村 一 條
- \*二三、寛政二年 同 國望陀郡飯富村 七十三條
- 二四、同 三年 下總國葛飾郡海神村 六十六條
- \*二五、同 六年 武藏國豊島郡角管村 七十三條
- 二六、同 八年 下野國都賀郡大久保村 十二條
- 二七、同 九年 (天領地名不詳) 二十四條 外に別則九條
- 二八、同 十年 武藏國幸手領西大輪村 九 條

- 二九、文化五年 徳永村(國名不詳) 七 條
- 三〇、同 七年 上總國望陀郡高柳村 七 條
- 三一、同 八年 武州多摩郡上長淵村 六十四條
- 三二、同 十年 上總國市原郡菊間村 十 條
- 三三、文政二年 庄内二郡五人組帳 五十九條 外に附録
- 三四、同 四年 上總國市原郡不入斗村新田 六十五條 外に別則十六條
- 三五、同 五年 信濃國佐久郡茂澤村 五十六條
- 三六、同 六年 下總國香取郡橋田村 六十條
- 三七、同 九年 下野國芳賀郡上籠谷村 七十四條
- 三八、同 年 同 國同 郡加倉村 七十四條
- 三九、同 十年 下總國葛飾郡大畔新田 五十五條
- \*四〇、天保二年 武藏國葛飾郡藤塚村 七十條
- \*四一、同 三年 同國埼玉郡古新田 七十三條
- \*四二、同 七年 山本大膳五人組帳 百四十七條
- 四三、同 年 上野國佐位郡太田村 十七條
- 四四、同 八年 同 國同郡下植木村 十七條
- \*四五、同 十一年 武藏國葛飾郡牛嶋村 七十條
- 四六、同 十二年 上野國新田郡尾島村 五十五條

五人組帳の前書について

五人組帳の前書について

四七、同 年	武藏國埼玉郡樋遣川村	五十五條
*四八、同 十三年	同 國都筑郡勝田村	七十三條
四九、同 年	上總國山邊郡粟生村	十三條
五〇、同 十四年	上總國望陀郡神納村	十七條
五一、弘化五年	武藏國埼玉郡下新井村	十五條
五二、嘉永二年	同 國橋樹郡木月村	七 條
五三、同 三年	相模國愛甲郡妻田村	三十七條
五四、同 四年	下總國葛飾郡三輪野山村	五十五條
五五、同 五年	上總國望陀郡飯富村	十二條
五六、同 年	同 國夷隅郡庄司村	二十四條
*五七、同 六年	武藏國葛飾郡中里村	七十條
*五八、安政二年	相模國鎌倉小町村	七十條
*五九、同 五年	武藏國橋樹郡木月村	二十五條
*六〇、同 年	下總國葛飾郡久真間村	六十八條
六一、同 六年	駿河國安倍郡水見色村	四十五條
六二、同 年	武藏國高麗郡赤澤村	五十條
*六三、文久元年	武藏國橋樹郡木月村	二十六條
六四、同 二年	美濃國厚見郡野一色村	一 條

六五、同 四年	羽州田川郡中村	六十六條 附則十七條
六六、元治元年	(地名不詳)	五十七條
六七、同 二年	武藏國埼玉郡本川俣村	七十條
六八、明治二年	下野國都賀郡三拜河岸村	三十七條
六九、同 三年	同國河内郡大曾筋下田原村	十四條
七〇、同 年	同國都賀郡出流村	三十七條
七一、同 四年	武藏國埼玉郡吉羽村	六 條
七二、同 年	同 國同 郡麥倉村	十五條
七三、同 六年	同 國人間郡傍示堂村	五 條
七四、年代下詳上野國碓氷郡中野谷村		六十條

(\*印を附した分は拙稿、五人組帳の形式中に述べた第一種の系統に属するものである。)

以上のうちに同一村で後年に至るまで同一の前書を附してゐるものは、何れも省略に附した。これに依つて見れば、各地の前書が頗る相違してゐるやうに見えるが、事實その内容は極めて類似し、その表現さへ殆ど同様であり、唯重要ならざるものを省略したものと、重複を厭はず些事に互つて記載したものととの相違に外ならないのである。唯一ヶ條に過ぎないものが、(二〇)(二二)(六四)の三つもあるが、それは殆どどの前書にも現はれてゐる巻首の一條を擧げこれに違背せざることを誓約してゐるのである。

(二〇)「一、前々從 公儀被 仰出候御條目之趣、自今以後被仰出候御法度之旨堅相守可申事、

五人組帳の前書について

右御條目之趣村中之大小之百姓不殘承知仕奉畏候、常々無油斷吟味可仕候、若違背仕候者御座候ハ、當人不及申上、親類・縁者・名主・組頭・五人組迄何様之曲事ニ茂可被 仰付候、爲其村中相談之上、五人組相極、連判手形差上申候處、仍件如、

(二二)「一、從御公儀様被 仰出候五人組合帳前書之御條目、并追々被仰出候御法度之趣共奉拜見候、則名主方ニ寫置、被仰付候通、村中大小之百姓并借地・召仕之者ニ至迄、銘々爲讀聞、合點爲仕、堅相守申候、且又此五人組除候者、邑中ニ壹人も無御座候、以來相改候印形等御座候ハ、印鑑早速差上、御下知次第被仰付候印形相用可申候、萬一御條目相背候族御座候ハ、當人は不及申上、名主・與頭如何様之曲事にも可被 仰付候、爲其連印仍而如件、

(六四)「前々從

御公儀被 出候五人組御仕置御ケ條之趣、急度可奉相守候、依之惣百姓一同連印仕置候如件、

事實「前書」は禁令の集積抄出に過ぎないのであるから、毎年届け出る五人組帳への記載はこれで十分なのである。實際數十箇條に互る項目を認めることは無用であるからである。上掲(四二)の山本大膳五人組帳前書の如き百四拾七箇條に互る大部のものを認めることは、甚しい無駄である。武藏國足立郡蕨宿や同郡染谷村は同人の支配であつたが、その五人組帳(上掲の表に加算せず)には、單に次ぎの如く記してゐるに過ぎない。

「天保七年申年ニ被 仰出候五人組帳前書并別段被 仰渡之趣とも、御藏板之上御渡被下置候御法度ニ趣、月々名主・組頭・惣百姓・小前末ニ至迄讀聞、逸々承知奉畏候、若箇條之内、爲聊共相背候者御座候ハ、何様之御料にも可被仰付候、依之惣連印差上申處如件、

かくの如き状態になつては、五人組帳前書といふよりも、一種の農村法令集に外ならない。

年代順に併記した結果は、單に前書の區々たる状態を示すに外ならない。勿論資料が地理的に偏してゐることは事實であるが、大體において、その領主の如何が、前書の詳密の度に著しい影響を與へてゐることが認められる。このことはすでに以前に「五人組帳の形式」中にも指摘して置いたが、さらに上掲のものを領主の如何に依つて區別すると、一つの動向が見られよう。

三

領主別に上掲の五人組帳を區別することは容易のやうに見へて、事實相當の困難がある。ある村がある時に天領であつたからといつて、いつも天領であると限らない。その五人組帳に何らか領主を示す手があるものは未だよいが、全然その手がかりのないものもある。さういふ場合にはその村の他の文書に依つて、これを搜索しなければならぬ。ところがさういふ村の文書に適當なものがあればよいが、ない場合の方が多い。又よしあつた場合でも、うづかり信用出来ないことがある。一例を擧げて見よう。

上表(一)と(二)とは同じ村の文書だが、(一)の方にはその第二十四條に、「御公用之節半十郎様御手形云々」とあり、届け出の宛名も伊奈半十郎様とある。伊奈半十郎は四千石、當時(元祿四年)の關東郡代であるから、同村は恐らく天領であつたと見てよからう。然るにそれから七年後の元祿十一年(二)の方を見ると、三瓶平馬以下四名の連名を以つて百姓に申渡した形式になつてゐる。どうも天領らしくない。かつ内容も相當に違ふ。そこで同村の文書を検して見ると、偶々寛保元年の「郷差出帳」があつた。それを見ると、庄内領とあり、「元和中々當御領分罷成候様



ニ申傳候得共、年久敷儀ニ御座候間、委細ハ覺不申候とあり、頗る曖昧である。後の文政二年、庄内二郡五人組帳と比較して見ると、(一)とは相當類似點が認められる。その結果(一)は天領とし、(二)は庄内領とした。この場合は多少手がかりがあつたので、兎に角推定して置いたが、いくら調べても明瞭にならぬものがかかりあるのは如何ともなし難い。

以上の如き調査を経て、大體領主の種類を推定し得たものだけを、天領、大名領、寺領、旗本領と分けて、條目數を記すと、大體次ぎの如くなる。番號は前掲の分に同じ。明治以後は舊領主に従ふ。

天領	大名領	寺領	旗本領
(一) 三十九條附	(二) 八十五條	(五八) 七十條	(二二) 一條
(八) 五十七條	(三) 六十六條	(七〇) 三十七條	(二八) 九條
(九) 七十一條附	(四) 五十六條		(三〇) 七條
(一三) 七十八條	(一一) 四十九條		(三三) 十條
(一八) 七十條	(一四) 八條		(五二) 七條
(一九) 七十一條	(一五) 六十九條		(五五) 十二條
(二三) 七十三條	(一六) 六十七條		(五九) 二十五條
(二五) 七十三條	(一七) 十九條		(六三) 二十六條
(三四) 六十五條附	(三一) 六十四條		(六八) 三十七條
(三五) 五十六條	(三三) 五十九條附		(七三) 五條

(三六) 七十四條	(三六) 六十條
(三七) 七十四條	(四三) 十七條
(三九) 五十五條	(四四) 十七條
(四〇) 七十條	(五〇) 十七條
(四二)百四十七條	(五一) 十五條
(四五) 七十條	(六五) 六十六條 附
(四六) 五十五條	(七二) 十五條
(四七) 五十五條	
(四八) 七十三條	
(五四) 五十五條	
(六〇) 六十八條	
(六二) 四十五條	
(六七) 七十條	

以上の結果に依れば、天領、即ち代官所支配の前書が最も詳細であり、寺領これに次ぎ、旗本領は最も簡略であり、大名領は繁簡の差が甚だしいといふことになる。これと同様の検討方法は桑原三郎氏がすでに既刊の五人組帳並びに原資料について試みられてゐる。その結果は略々同様である。概況幕府直轄領御預領のものを第一位に、家門・連枝・三卿の諸領のものを第二位に、譜代大名領のものを第三位に、旗本領・外様大名領のものを第四位に置いて

も差障ないと思はれる。尙この順位よりすれば、その他の私領は更に下位にあつたと考へる。江戸芝の増上寺の私領御靈屋料であつた武藏荏原郡蓮沼村の條目が、頗る簡單なる九箇條を載せてゐるに過ぎないのはこれを證明する一例である。〔五人組制度の一考察〕國學院雜誌第四十五卷第二號。

天領のものが箇條書が多く、旗本の少ないことは一致するが、それから推測してその他の私領寺領はさらに下位にあつたとするのは必ずしも當らない。私藏の五人組帳のうち、大名領の分は庄内藩・安中藩・古河藩・一ツ橋領・田安領・伊勢崎藩その他で外様大名の分はない。従つて桑原氏のやうな分類を試みなかつた。唯譜代大名のうちにも、かなり簡單なものが少なくない。

上掲の領主に依つて区分した結果、「前書」の内容を見ると、天領においては類似性が頗る強い。第一種の五人組帳前書の大部分が天領に屬する。僅かに寺領の一つ、旗本領の一つあるのみである。殊に旗本領の場合には七十箇條以上のものを取捨して、僅かに二十五箇條としてゐる。即ち(五九)(六三)の武藏國橋樹郡木月村の分がそれで、領主森川氏は七百石の旗本である。同氏は多くの旗本の例に漏れず、財政難に陥り、屢々騒動を惹起してゐた。(拙著「徳川封建社會の研究」第一篇第二章第三節及び第二篇第四章第二節参照)。それらの事件と五人組帳前書とは殆ど關係はないが、子細に検討すれば、多少の影響を認め得る。それについては後述する。

代官所支配の村々の五人組帳前書を決定する者は大體において代官自身がなしたやうである。山本大膳の如き法令の大集成を編纂して自ら印行した者もあるが(註)又從來のものにほんの僅かの改訂を加へて命令する者が多い。

しかし(三九)と(四六)とは共に伊奈友之助代官所で共に五拾五ヶ條である。内容は酷似してはゐるが、一致しない。却つてすつと後の(五四)の代官竹垣三右衛門の分が(三九)と内容全く同一である。従つて代官次第に依つて、かなり加減であり、一定の論を立て得ない。以前からの前書をそのままに踏襲した代官もあれば、鬼に角從來のものに少しでも筆を加へなければ満足し得ない代官もあつたのであらう。しかし概していへば、天領の「前書」は變化が少なく、平凡である。

(註) 山本大膳五人組板本には二種ある。一つは從來のものと同じく七十箇條で終りとしたもので、他はさらにこれに七十箇條を追加した分とである。このことは幸田成友博士の御注意に依つて知り得た。

勿論代官支配でも相當特異性をもつてゐるものがないではない。(一八)は代官前澤藤十郎の支配であるが、諸所に異色ある修正が施されてゐる。例へば第十三條に百姓の衣類を規定してゐることは、他と變りがないが、然るに百姓も身體宜敷者は手代方迄斷つ立、差圖ル請、緒・袖可著事といひ、富有者の特權を認め、又第二十六條に、田畑配分の制限規定が公定に依れば高拾石以内とあるのに、五石以内としてゐるが如きである。しかし天領の分は概して變化は少ない。

これに反して大名領及び旗本領の分には相當特異性がある。同じ庄内領のものとして、(二二)と(三三)とは前者が元祿十一年で、後者が文政二年で、年代にも相當隔りがあり、かつ一方は關東における飛地であり、他方が本國のものであり、著しい差違はあるが、その敘述の致方や特異性の多い點ではかなり共通したところが認められる。こ

これらの大名領の前書を作成した者は誰であつたか。勿論領主が命じて家臣に作製せしめ、これを認可したものも少なくはなかつたらう。だが他方各地の地方役人が作成したものもあつたのではなからうか。

(一六)と(一七)とは村は違ふが、共に土井大炊頭の領分である。年代も寶曆十四年と明和二年で間二年を隔てたのみである。しかも何れも寶曆十三年に土井侯の領地となつたものである。然るに前者には十四年に特に「土井大炊頭御代御條目」として新條目が規定され、六十七條もあるのに對し、後者は僅か十九條に過ぎない。唯ここに注意すべきは兩村のその以前の「前書」との比較である。前者は(一五)六十九條あつたものが、二ヶ條減ぜられて、その内容についてもあまり著しく相違せず、元の「前書」を改定したと見得る程度である。後者は(一四)八ヶ條に過ぎなかつたものが、十一ヶ條増加し、十九ヶ條となり、内容は著しく相違してゐる。しかし何れの場合も大體古い「前書」を尊重して、新「前書」を下付したと推定されないこともない。古い慣例に従つて變更した場合である。この場合は恐らくその村支配の地方役人の手に依つて改定されたのであらう。

旗本領の「前書」が一般的に簡單であるのは、恐らく彼等の多くが小祿であり、知行所の統治などにあまり關心を有してゐなかつたためであらう。(三三)の菊間村は旗本給と入會の村であるが、この五人組帳は六百石の旗本長田幾之助知行地の分である。頗る簡略であり、文體も多くものとは相違してゐるが、就中百姓の訴訟を極力抑止せんとしてゐるのが目につく、後に述ぶるやうに、なるべく公訴させず、村役人の手を以つて解決させるのが、徳川幕府の一般の方針ではあつたが、僅か十箇條のうち二箇條までも同じことを繰り返して規定してゐるのが目につく。

小祿者が知行所に紛擾を起すことを恐れたと見ることが出来る。

## 四

大名領や旗本領の「前書」に多少特徴はあるといつても、全體的に見れば内容にさう著しい差違があるのではない。故に漫然とこれを見れば、どれもこれも同じやうに見える。試みに「五人組法規集」などを一讀されれば明かであらう。要するにこれら「前書」の目的とするところが同じだからである。元來支配者が百姓に對してその要求するところを示し、百姓をして請書を出さしめたのが、その起源であらう。従つてすでに述べたやうに、法令と何ら變りがない。所謂御觸書が出ると、假令五人組帳前書中に記載してある事項でも、後に出れば又請書を出させ、總百姓に連印させてゐる。従つて「前書」の劈頭には、「前々従公儀被仰出候御條目之趣は勿論、自今以後被仰出候御法度堅相守可申事」といふやうな規定を殆どすべて掲げてゐる所以である。要するに「前書」の主要なる目的は法令の普及徹底にあつた。

どんな法令を最も重要視したか、又百姓にどういふ事項を心得させて置くのがよいかの判断は、その時代により、その領主又は前書の作者の主觀に依つて異なる。従つて相當差違を生ずべき筈であるが、幕府の法令の普及に第一の目標が置かれてゐるから、大部分のものが同一化する傾向をもつことになる。殊に天領においてその傾向の強いのは當然である。他方大名領にしても、旗本領にしても、百姓統治の封建的觀念には變りがないから、表現の形式に多少の相違があつても、條目の内容にはあまり變りがないことになる。

「前書」が上述の如き理由から生じたものであるから、その内容が複雑多岐に互り、あらゆる法規を包含してゐることは當然である。殊に多くの「前書」から検出すれば、人民の心得べきあらゆる規定が発見されよう。穂積博士はこれらを、警察法、宗教法、吏員法、驛傳法、租税法、勸農法、營業法、道徳法、身分法、節用法、民事法、刑事法、訴訟法の十三項に分かつて詳細に一々について説明されてゐる。従つてこゝではさうした分類はとらずに、むしろ「前書」の眞に目的とした重要點がどこにあつたかを明かにしたい。しかしこのことは徳川時代の法令の本質をも明かにすることにならう。

「前書」諸箇條のうち最も多きを占むるものは貢租に関する規定である。貢租に損害なからしめんためには、實に周到細密な規定が設けられてゐる。直接貢租に關係のないものでも、間接には密接な關係がある。

「一、常々無油斷耕作ニ精人、百姓不似合遊怠、何ニ而茂仕間鋪、作物不精成者共有之ハ、隨分致異見、不用ニおるは可申出事」

とか、

「一、獨身之百姓、若長恒杯致、耕作成兼候節、五人組として助合、田畑荒不申様可仕事」

とかいふ規定は、その言葉のまゝに見れば、むしろ相互扶助の精神とも解されないこともないが、

「一、身代不成百姓ハ、前方名主・五人組見斗ひ、其者之可納御年貢相考、猥ニ爲遣申間敷候、若又欠落など致候ハ、其者之御年貢村中弁納可致事」

などといふ規定と合せ考へれば、それらが年貢に影響するがための禁令であることは明かである。

要するに領主としての理想は村内が平和であり、百姓が節儉で勤勉で、年貢その他の負擔を滞りなく果たすといふことにある。勿論かうした理想状態が容易に實現し得ないことは明かであり、時に浮浪人や盜賊が村内の平和を亂した時代もあり、又百姓が祭禮や祝儀事に浪費したり、博奕を打つたり、不正をしたりすることが常に少なかつた。又耕地に關しても、水論や境界争ひが常に起り、時に争議を惹起し、烈しい争鬭が行なはれた。殊に農村の負擔が年毎に増大し、貧富の懸隔も甚だしくなると、農村の暗黒面は益々大となる傾向が強くなつた。

これに對する領主側の對策は終始變らなかつた。儒教の影響を受けた身分的道徳論を以つて原則とし、節儉令を以つて奢侈を抑壓し、それら諸社會惡に對しては聯帶責任を以つて防止せんと欲した。當人之儀は不及申、名主・五人組迄急度曲事可被仰付事といふ意味の言葉が「前書」のうちに何回となく繰り返されてゐる。他方それらの惡を摘發する方法としては、密告主義が採用されてゐる。「縦同類たりといふとも其科を免し、御褒美可被下候」といふやうな言葉が所々に現はれてゐる。

かくて五人組の聯帶責任は強調されてゐるが、事實はその責任回避といふ悪い方面だけが強くなつたといつてよい。又密告主義の如きも同様である。殊に幕末を始め、領主側が出来る限り訴訟を少なからしめんとして、内濟主義——即ち村のことは村限りで解決させやうとした結果、一層この傾向を強めた。

「一、無益成事申立、出入仕間敷、何れ之五人組ニ不限、聊難遊成義出來仕候ハ、組合近所之者共、立合ニ而相濟可申候、

若相濟不申候ハ、村役所江訴、村役人衆中御取斗ニ而も相濟不申、無據出訴仕、名主・組頭又ハ組合之者罷出候節、路用ハ不及申、旅宿逗留中小遣ニ至まで、其當人限り相遣可申候、夫ニ而も纏不申上ハ、組合ニ而割合出錢相遣可申候事、

訴訟は據なき場合に限り認める方針を探り、出来る限り避け、その負擔を軽減せんとしたが、實際には好結果を生まなかつた。弱い者は泣き寝入りするやうなことが多かつた。結局悪を認めても知らぬふりをし、法令に禁ぜられてゐる諸悪を流行せしむるに至つたのである。節儉令にしても、博奕禁止令にしても、五人組帳前書に嚴重に記載されてゐるにも拘らず、何回となく發令され、百姓達は聯印して請狀を出してゐるが、決して實行されなかつたのである。

「前書」の内容が上述の如き事情から發布された法令集であるから、全體として同一傾向をもつことを免れない。しかし上述の如く時代に依つて問題が違ふから、多少その時に依つて強調される規定がある。初期にあつて、盜賊悪人に關する規定が相當多く示され、元祿四年の下總國葛飾郡三ツ堀村の五人組帳の如きは、別に「從御公儀様被仰出候盜賊人穿鑿之條」として、約九ヶ條の規定を附記してゐる。さらに幕末期に至つて再び浮浪の徒取締りの必要を感じたものか、これに關する御觸書も出たが、弘化五年武藏國埼玉郡下新井村の五人組帳の如きは、その「前書」十五條全部が盜賊人穿鑿之條である。又通常盜賊を捕へる場合に打ち殺してはいけないと規定してあるのが一般であるのに、明治二年下野國都賀郡三拜河岸(日光縣)の五人組帳にはその第十七條に、「若手あまり候節は打殺し候而も不苦候」となつてゐる。當時の狀況を窺ひ得よう。

又領主又は村における何らかの事件が「前書」に多少の影響を與へてゐることも認められる。すでに前に一度例示した旗本森川氏の知行所武藏國橋樹郡木月村の五人組帳前書は安政五年の二十五條が文久元年に二十六條となつてゐる。その増加した一箇條には、

「一、近來御年貢上納皆濟不仕以前ニ米賣買いたし、惡米を御年貢ニ納候物有之、且は百姓我儘之儀被及御聽、甚ふ埒之至ニ候、云々、」

とある。この條項はさして珍しいものではないが、同村が文政以來、領主と名主、名主と平百姓とが絶えず爭議をつゞけてゐた村だけに、特に設けられたこの一條に意味を認めることが出来る。

しかし五人組帳前書全體を通じて何らかの變化の動向を認め得るかといふ問題については遺憾ながら否定せざるを得ない。穂積博士は高松藩の五人組法令、米澤藩の伍什組合掟書等を掲げ、亦實に五人組制度の警察的より教化的社會的に進みたる一事例を吾人に示すものなりと謂はざるべからず(「五人組制度論」二五〇頁)といはれてゐるが、それは偶々當時の人心腐敗を救はんとして、二三の君侯が特殊の規定書を作つて見ただけのことであつて、五人組制度そのものは勿論、「前書」自体は依然として舊態を襲ふて明治に及んだものである。もし儒教的指導教義や協同的相互扶助を記載したことを以つて、教化的社會的に進んだと見るのならば、初期の「前書」の方が懇切であつたといふことも出来る。大體これらの「前書」を以つて直ちに五人組制度そのものを論ずることに大なる過誤があるといはなければならぬ。

## 五

「前書」の作者が區々であり、何らの方針もなく、唯民衆取締りを目標として、法令を抄出集成して來たことが、「前書」の効果を著しく弱めたことが認められる。「前書」に規定された諸項目は、あるひは褒美を保證して獎勵し、あるひは連帶責任を以つて嚴罰に處せんとしてゐるにも拘らず、實際問題として殆どすべてが實行されてゐなかつたといつても過言でないほど空文なのである。又もしこれを實行せんとすれば、殆どすべての役人も百姓も處罰されなければならなかつたらう。

殆どすべての「前書」に記されてゐる道德的教義が十分に實行されなかつたことは敢ていふまでもない。又幕府の田畑永代賣買禁止令や百姓分地制限令をそのままに記載した條項が實行されなかつたことは周知のことである。比較的實行されてゐる筈の貢租の項目の如きも、農村のその他の文書と照合して見ると、かなり實施されてゐないものが目につく。

下野國都賀郡上泉村の正徳六年の五人組帳前書第七條に、

「一、御年貢割付申候ハ、何も立合、引方細可仕候、御年貢納所候ハ、名主方々請取手形可遣候、勿論名主方々庭帳も入念ヲ付置、銘々印形爲致置可申候、不念之儀致、手形無之、出入後日申出候ハ、双方可爲越度事、

附大小之百姓不殘割付致拜見、無高下御年貢割合仕趣、帳面仕、惣百姓堂人も不殘形仕置可申事、

とある。この條項の如きは名主・百姓共に利害關係の深いものであるから、最も實行性の多いものである。又その他の村の五人組帳前書にも大部分記載されてゐる項目である。あるものには年貢割付狀の裏に判形せよと記してある。

この項の本則の方は大體實行されてゐると見られるが、附則の方はかなり怪しい。年貢割付狀に裏印せよと記してある村でも、初期元祿頃までは實行してゐるが、享保頃になると、殆ど稀になり、さらにその後には全然實行してゐない。上泉村の如きは「帳面仕り」とあるにも拘らず、初期は割付狀に印形し、その後も帳面を作つた形跡がない。時に他の村に御年貢割付奉拜見旨を記した帳簿を發見することがある程度である。

これは最も實行性のある條項をとつて見たのだが、年貢の納期の如きは、割付狀にも、又「前書」にも明かにその年の十一月限り納付すべき旨が記載されてゐるにも拘らず、殆ど期日通りに納入する村はなかつたといつてよい。甚だしいのになると、翌年の七月頃になつてやつと皆済してゐるものもある。逆に小身の旗本などで先納々々で、何年も後の分まで取り上げてしまつてゐるものもある。何れにしても最も重要な條項さへ、實行されてゐないことが多いのである。

「前書」のあるものには、最後に一年に何回か百姓一同に讀み聞かせるやうに記してゐるのがある。享保十五年武藏國荏原郡久ヶ原村の五人組帳には、

「右條數之趣名主・組頭寄合、惣百姓江申聞、堅可相守之、若違背之深於有之者、可爲曲事、毎年正月・五月・九月・癸亥年ニ三度、村中大小百姓寄合、一々讀聞を此趣、常々急度相守候様ニ入念可申合者也、

とあるが、實際どの程度まで實行したかは疑問である。山本大膳五人組帳には、月々再々讀諭しとあるが、百四十七箇條もあるものを毎月何度も無智文盲の者に讀み聞かせることが可能だつたらうか。よし出來たとしても何らの

効果も學がらないであらう。しかしかうした規定はあまり多くは記してゐない。

「前書」を読んだらしいことは、ある程度まで認められる。振假名をつけたり、註釋をしたのがあるところを見ると、——かつその字が主旨幼稚である點から、名主や庄屋の子供達が読み習つたのであらう。習字の手本として印行され、又書かれたものはある。従つて一種の教訓的役割を一部の者の間に演じてゐたことであらう。しかしそれは百姓大衆にとつては殆ど問題にならなかつた。偶々聞かされても意味が解らなかつたに違ひない。

「前書」が古い法令の文句をそのままに踏襲して傳寫して來たのであるから、意味の解らない熟語や誤寫された字句の多いのは止むを得ない。元文三年武藏國幸手領五人組帳の前書は前掲拙稿中に區別した第一種の前書に屬するもので、山本大膳五人組帳のそれと同一系統のものであるが、その第三十五條と第四十一條とに、「店借・出店等」云々とある。出店の意味は解つたやうではつきりしなかつた。ところが天保十三年武藏國都筑郡勝田村の五人組帳前書もこれと同一系統に屬するもので、同じ箇條に「店借・出居衆」とある。何れが正しいのか解らなかつたが、穂積博士の「五人組法規集」中の同一系統の「享保集成絲綸錄」には明かに「出居衆」と印刷されてゐる。偶々勝田村本の巻後に左の如き註釋があつた。

「此出居と申ハ今云座敷之事ニテ、明座敷を借り、席料を出す浪人か、暫商敷、又ハ何用向違候間、居候もの出居衆と唱、座敷迄借り候而已、諸事手賄いたし候人の事也。」(註)

とあるので、その意味が解り、出店等は誤りで、出居衆の正しいことを知つた。ところが山本大膳五人組帳の板

本を検したところ、二箇所とも「出店衆」と誤記してゐる。恐らく山本大膳も出居の何ものたるかを知らなかつたのであらう。況んや一般百姓はその何たるかを理解する筈がない。かうした言葉はよしそれが正記されてゐても解らない。まして脱落、誤記が少なくないのであるから、讀み聞かされたところで、意味は解らないであらう。甚だしものになると、反對の意味になつてゐるものさへ發見する。實際的效果がなかつたから、むしろ幸ひである。

(註) 出居の本來の意味は橋本經亮が「橋窓自語」卷一にいふところが正しいのであらう。

「出居といふは、寢殿につきて客に出逢所なり。上達部座とも、客亭ともいへりしが、いまも東國にて出あふ座敷を出居と唱ふは、古風の残れる成べし。」

## 六

以上の如く五人組帳前書は法令の集成となり、完備さるゝにつれて、五人組前書としての本來の使命からは次第に遠ざかり、飾り物となつてしまつた。殊に幕末に近づくにつれて、同じやうな法令を頻發し、惣百姓の連印を徵發していくやうになると、「前書」の効果は益々薄くなつた。殊に少しの系統もなく、唯雜然と「べからず」禁令を無數に併列した編纂の方法は一層これを無意味なものとした。徒らに法令を澤山陳列すれば効果があるやうに考へた當時の爲政者の愚は笑ふべきである。

かゝる状態に陥つたから、當然こゝにもつと要點を簡略に指摘したものが、實際問題として必要になつた。そのためかどうか明確ではないが、幕末近くなると、領主なり、支配者なりが、その更迭に際し、又は何らかの機會を

見ては幸當つて必要な重要事項を指摘してゐることが甚だ多くなつた。その例は頗る多いが、なるべく簡単なものを選んで一例としよう。

御請書之事

一、御殿様今般御轉役ニ付、大前

御役所江村役人并百姓代御呼立之上被仰渡候、

御 公儀様御法度之趣、年々仰渡置候得共、尙又此度嚴重之被 仰渡左之通り、

一、若もの共春秋風祭水祈禱杯と相唱ひ、打寄酒食等致間敷事、

一、老若ニ不拘、居呑酒屋ハ勿論、往來其外杯ニ而喧嘩争論、曾而不仕事、

一、通り掛り候藝人杯爲立寄、人寄せ等決而致間敷候事、

一、諸職人共男女作奉公人、身元不相分、殊ニ證人無之もの相屋間敷事、

一、庚申待・廿三夜待杯と唱ひ、打寄、深更ニおよび、懸勝負事相催し候儀、勿論宿一切仕間敷事、

前書之通嚴重被 仰渡候間、村役人并百姓代立會、小前末迄申渡候處、一同承知奉畏候、依之通印御請書差上申處如件、

御知行所武州埼玉郡

安政四巳年十二月日

下新井村

(百姓及び百姓代九十四名連印)

與頭 應 助

同 吉 之 丞

大前 御役 所 様

年 番 勘 兵 衛

この村の五人組帳は前述の如く僅かに十五箇條で、盜賊穿鑿のみ記してゐるので、この際の引例としては適當なものではないが、他の分が比較的長文なので、敢て本書を掲げた。要するに幕末頽廢せる時期に際し、面倒な従來の前書よりも、もつと適切な訓戒が必要であつたのであらう。この文章を「前書」のそれと比較すると、遙かに時代に相應してゐることを知り得るであらう。

他方今一つ注意すべき傾向が現はれてゐる。それは前述の如く領主の方がなるべく村限りに事件を納めることを希望してゐたことが幕末になつて、村の自治的傾向を強めたことである。この傾向は文化・文政頃から次第に強くなり、村規定書を村だけで作り、自肅更生しようとするやうに發達していつた。恐らく領主の支配能力の衰へていつたことも、その有力な原因であつたらう。これも相當多くの例があるが、こゝには簡単な例を掲げる。

爲申合之事

一、五人組前書并諸向御取締筋可相守事、

一、休日たり共大勢寄あひ、又は賭事爲致間敷事、

一、衣類其外身の程を弁へ、きぬふとり無用之事、

一、祝事手輕にいたしを親類組合之外は、仕來り候共、呼申ましく事、

一、葬禮・佛事等布施物は格別、其餘何ニ而茂、手輕にいたし、講中組合に限り、其外は悔一と通り、野邊送りなく相隣、都

五人組帳の前書について



而酒等出し申聞敷事、

附他所の親類不幸之節、忌掛り之ものハ格別、其者へ義理合と唱へ、大勢出先江梅相止メ候上は、村内ニ不幸之節も施主より他所親類共江堅斷押可申候、尤急度なく折柄ニもはなし可置事、

一、職人手間・舟賃・駄賃前々之振合ニ直下ケ可致事、

右者御法度向不相弛様、且又村内舊弊相取極候上は、堅相守可申候、若難決事等ハ村役人江申出、可請評議、

(村民二百十四名連印)

これは武藏國埼玉郡蒲生村の村申合せである。年代は明かでないが、幕末のものである。幕末期において各村にこの種、又はさらに一步を進めた議定の多く見られることは、農村の自力更生策として注目に値ひする。勿論そこに規定された箇條は多く五人組前書のそれと變るところはないが、自らその弊害を悟り、これを除去せんとするところに意義が認められる。

「前書」の規定が實際上何らの効果をもたず、徒らに繁雜に流るゝに至つた結果、それらは五人組そのものの活動を少しも規定するものでないといつても過言ではないほどである。従つて「前書」を通じて五人組制度そのものの本質を知ることが不可能である。「前書」の存在は何ら五人組の實際的活動を示すものでもなく、又これに反して「前書」の存在しないことが五人組の活動を否定するものでもない。従つて眞に五人組の活躍を知らんとするならば、これを他の資料に求めなければならない。單に訴狀や質證文に形式的な五人組仲間署名捺印の存することだけでは、そこに五人組の實質的活動ありと認めることは出来ない。明治以後各地になほ存続した五人組制度は、五人組帳前

書の示すやうな、上からの命令に依つて形成された五人組と同一性質のものであらうか。もしそれらが農村生活の他の部面から發展を要求されたものであるとするならば、假令それが舊五人組の形骸から出たものであつたとしても、なほそれとは本質上相違するものである。

### 七

以上述べたるが如く五人組帳前書は五人組制度そのものからは遊離して、一種の法令集となつてしまつたとするならば、「前書」は如何なる意義を有するものであらうか。「前書」が形式化されたとしても、なほ永い間、一般庶民の間に傳承されてゐた事實は否定し得ない。従つて國民思想に對し根強い力をもつてゐることも認められる。

明治維新改革直後、民衆の一般的取締機關としては從來存してゐた五人組制度を利用するより外なかつた。従つて明治になつても直ちに五人組帳前書の形式は廢止されなかつた。今私の知つてゐる範圍では、この古い形式をそのままに持續してゐる五人組帳前書の最も新しいものは明治四年のものである。即ち古河縣より下付されたもので、公儀の文字が朝廷とはなつてゐるが、又内容も簡略にはなつてゐるが、上からの支配に依る封建的統治の觀念が強く残つてゐるばかりでなく、文章の表現すらも殆ど變化を認められない。明治四年武藏國埼玉郡吉羽村の五人組帳前書も大體これに屬するものである。然るに明治六年武藏國入間郡傍示堂村の五人組帳になると、支配者の命令に依つて形成されたものではなく、前述の村掟の系統に屬するものになつてゐる。あまり長いものでもないが、左に引用して置く。

「右者今般五人組替相改候ニ付而者、村内ニ統陸合

御用村用共無意慢出精相勤、都而無益之入費不相掛候様心掛可申、且組合之内自然心得違之もの有之歟、博奕或者大酒ヲ好、農業等閑候もの有之候ハ、縣合ニ而異見差加、其上ニも不聞請者は村役人江申出、是亦教諭いたし、猶不取用ものは、其段

御縣廳江差出、御調ヲ請可申事、

一、組合之内若年もの、家督いたし、放埒ニ而不身持之もの有之候ハ、厚ク異見差加江、若不取用、博奕亦は遊興ヲ好、出歩行候者は親類、組合、村役人ニ而能ク、教諭申聞、不得止事もの有之候ハ、其段

御縣廳江御届ケ之上、其當人之適宜ニ任セ、其家之家政江不差構候様いたし、跡相續方之儀は本家同苗同姓又は縁者之内ニ而實味成もの見立、家督相續爲致可申事、

一、三季租稅貢納并村入費割合、都而取立物、御觸日限之通、組合限り、判頭ニ而取立、其組准副戸長江差出上納可仕、若御觸日限運納いたし候ものは、一ヶ月後ハ候ハ、一ヶ月丈之利足爲差出、其上罰金可申付、兼而

御布告右之候間、心得違無之様吃度上納可致事、

一、田方内見毛附等、准副并判頭立會、人念無申乙、合附いたし可申、且

御檢見之節、春法其外最寄順合等ニ而罷出候ものは、年々順番ヲ立、無益之人費不相掛様取斗可申事、

一、三季租稅田方割合、皆濟勘定割合之節、役人之外判頭年番究、三人宛立會、諸調方勘定合見届之上、都而割合毎ニ帳面

江調印いたし可申事、

一、祝儀不幸之節都而手輕ニいたし、酒肴等決而不差出、其組合限リニ取仕舞、組役人之外相招申間致事、

前條之通取極候上は、無違失出勤、何事ニ實事ニ世話いたし、村爲肝要之取斗可申、依之一同連印致留候、以上

明治六癸酉年二月

即ちそこには以前の「前書」の有してゐた封建的支配の傾向が、すでに新しい歐米流の政治施設が著々實行されつつあつた時ではあるが、依然として強く殘存してゐることは認められる。それは最早上から強制されたものではなかつたが、永い間の支配・被支配の觀念は容易に除去さるゝものではなかつたのである。今日と雖もなほ官尊民卑の風が全くないとはいへない。「前書」に現はれてゐる統治の觀念を十分に檢討すれば、一方その缺陷を指摘し得ると共に、他方その長所も認められる。そして徳川時代以降のわが國民の政治生活の一端を知ることが出来る。五人組帳前書の研究もその意味では無意義なことではない。唯「前書」だけを通じて、わが國五人組制度を論ずる時には、そこに大なる過誤に陥る恐れのあることを指摘するのみである。地域團體としての隣保援助の制度を明かにするためには、さらに他の多くの資料を檢討しなければならない。否徳川時代の五人組そのものについても同様である。それらは今この論稿の目的とするところではないから、これを他の機會にゆづる。(昭和十六年五月十三日稿)